

災害救援情報

福岡県社会福祉協議会 福岡県共同募金会 発行

代 表 TEL (092)584-3377 FAX (092)584-3369
災害福祉支援センター TEL (092)584-3630 FAX (092)584-3790

災害ボランティア車両の 高速道路の無料措置について

各高速道路会社では、災害の発生時に被災自治体の要請を受け、道路整備特別措置法に基づき、災害ボランティア車両の高速道路無料措置を実施しています。

これにより、久留米市災害ボランティアセンターで活動する災害ボランティア車両については、8月17日(火)から10月31日までの期間、無料措置が適用されます。

なお、令和3年6月30日までは、無料措置に必要な「ボランティア車両証明書」を各高速道路会社ホームページからダウンロードのうえ必要事項を記入いただく方式でしたが、令和3年7月1日以降は、ボランティア車両証明書発行の専用WEBサイトが開設され、同サイトから「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」を取得する方式に変更されました。

今回の変更により、「ボランティア車両証明書」への必要事項の記入が不要となるほか、往路・復路証明書を一括して取得できるようになっています。

詳細については、下記及び別添資料、NEXCO西日本のホームページを御確認ください。

1 利用方法

- (1) 「災害ボランティア車両 高速道路通行証明書発行サイト」にアクセスのうえ、必要事項を入力し「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」を取得。
- (2) 往路の高速道路を利用し、被災地の指定IC(出口料金所)にて顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、災害ボランティア車両高速道路通行証明書を係員へ提出。
- (3) ボランティア活動実施。
- (4) ボランティア活動終了時、災害ボランティアセンター等で証明書に「活動確認」の押印を受ける。
- (5) 復路の高速道路を利用し、到着地のIC(出口料金所)にて顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、災害ボランティア車両高速道路通行証明書を係員へ提出。

※走行途中の本線料金所では、顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、災害ボランティア車両高速道路通行証明書の所定の欄に押印を受ける。

2 照会先

NEXCO西日本のホームページ

<https://corp.w-nexco.co.jp/newly/r1/0830/>

3 無料措置範囲

現時点での無料措置の範囲は、九州自動車道（門司～南関及び鳥栖～鳥栖JCT）、東九州自動車道（北九州JCT～速見JCT）及び大分自動車道（鳥栖JCT～日出JCT及び速見JCT～日出JCT）に限定されています。

範囲外の利用は本措置の対象とはなりませんので、予め確認のうえ、御利用ください。

八女市、みやま市にも災害救助法が適用

8月11日からの大雨による災害により、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、県は久留米市に加え、八女市及びみやま市に対し、災害救助法の適用を決定しました。

新たに災害救助法が適用された両市社会福祉協議会の対応状況は下記のとおりです。

○八女市

旧立花町の山下地区を中心に家屋被害が出ており、職員が状況確認を行っています。

現在のところ、通常のボランティアセンターで対応できる見込みであり、社会福祉法人連絡会等の協力で活動を検討しています。

○みやま市

一部地域で家屋の被害が出ており、職員が状況確認を行っています。

現在のところ、通常のボランティアセンターで対応できる見込みであり、JC等の協力による活動を検討しています。